

鹿児島県内沿線サポーター助成金交付要綱

(目的)

第1条 鹿児島県鉄道整備促進協議会（以下、「協議会」という。）会長（以下、「会長」という。）は、鹿児島県内の在来線鉄道（肥薩おれんじ鉄道を含む。以下、「県内在来線鉄道」という。）の利用促進を目的に交付対象団体が実施する事業等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付対象団体)

第2条 交付対象となる団体は、協議会から県内在来線鉄道の利用促進に取り組む沿線サポーター団体として、登録を受けた団体（以下、「登録団体」という。）とする。登録にあたっては、沿線サポーター団体登録申込書（別記第1号様式）を会長に対し提出しなければならない。

2 沿線サポーター団体の登録要件は別表1のとおりとする。

3 第1項の沿線サポーター団体登録申込書を提出していない団体は、助成金の交付申請を行うことはできない。

4 登録団体は、登録内容に変更があった場合には、沿線サポーター団体登録変更届（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

5 登録団体若しくはその構成員が公序良俗に反する行為を行うなど、会長が登録団体として適当でないと認めた場合、又は、登録団体から取り消しの希望があった場合、会長は登録を取り消すことができる。

(助成対象事業)

第3条 この要綱において、「事業等」とは、次に掲げる事業等のうち、会長が県内在来線鉄道の利用促進につながると認める事業等をいう。

(1) 駅でのマルシェ、講演会、企画列車の運行など県内在来線鉄道に関するイベント等事業

(2) 駅での清掃、草刈り、花壇の整備など県内在来線鉄道各駅や周辺環境の美化事業

(3) 沿線マップや、PR動画の作成など県内在来線鉄道に関するPR事業

(4) その他、会長が適当と認める事業

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 各事業等における助成対象経費及び助成金額は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする登録団体は、交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に対し、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式別紙1)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式別紙2)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において助成金の交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、助成金の適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をすることがある。
- 3 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すものとする。
- 4 会長は、前3項の規定により交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、助成金の交付の申請をした登録団体に対し、交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 登録団体は、事業等が完了したときは、事業実績報告書(別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。助成金の交付の決定に係る協議会の会計年度が終了した場合も同様とする。

- (1) 事業実施効果報告書(別記第4号様式別紙1)
 - (2) 収支精算書(別記第4号様式別紙2)
 - (3) その他会長が必要と認める書類
- 2 前項の事業実績報告書の提出期限は、事業が終了した日から起算して15日を経過した日又は翌年度4月10日(閉庁日の場合は前開庁日)のいずれか早い日までとする。

(助成金の額の確定等)

第8条 会長は、事業等の完了に係る前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る事業等の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、交付確定通知書（別記第5号様式）により、登録団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた登録団体は、助成金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記第6号様式）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 その他必要な事項は、個別に協議及び検討の上、決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

沿線サポーター団体の登録要件
<ul style="list-style-type: none">・ 県内在来線鉄道の利用促進活動に自主的に取り組むとともに、活動内容を外部に向けて情報発信することが可能であること。・ 協議会が行う県内在来線鉄道の利用促進活動に参加・協力することが可能であること。

別表2（第4条関係）

事業等	助成対象経費	助成金額
<p>県内在来線鉄道に関するイベント等事業</p>	<p>事業の実施に必要と認められる以下の経費 （謝金） 講師等の謝金 等 （旅費） 講師等の交通費</p>	<p>助成対象経費の全額とする。 ただし、1事業につき<u>10万円</u>を上限とする。</p>
<p>県内在来線鉄道各駅や周辺環境の美化事業</p>	<p>（広報宣伝費） チラシ・ポスター、看板、のぼり等の作成費、テレビ・新聞等への広告料 等 （需用費） 活動資材の材料購入費、事務用品の消耗品の購入費、資料・冊子の購入費・印刷費、資料のコピー代 等</p>	<p>助成対象経費の全額とする。 ただし、1事業につき<u>5万円</u>を上限とする。</p>
<p>県内在来線鉄道に関するPR事業</p>	<p>（役務費） 郵便料・運搬費、看板・のぼり等の設置・撤去費、会場等の設営・撤去費、イベント保険料 等 （使用料）</p>	<p>助成対象経費の全額とする。 ただし、1事業につき<u>10万円</u>を上限とする。</p>
<p>その他、会長が適当と認める事業</p>	<p>会場使用料、機器レンタル料 等 （委託料） イベント、資料・動画作成等の委託料 （その他） 上記以外で必要性が認められる経費</p>	<p>個別に協議及び検討を行う。</p>